

**近江八幡市避難行動要支援者避難支援プラン**  
**(全体計画)**

**平成 27 年 3 月**

**近江八幡市**

## 第1章 総則

1. プラン策定の目的	1
2. プランの位置づけ	1
3. 自助、共助、公助の役割	2
4. 避難行動要支援者支援制度について	3
5. 避難行動要支援者の定義	4
6. 避難支援等関係者の定義	4
7. 避難支援等関係者の役割	5
8. 個別支援計画とは	5
9. 避難誘導マニュアルとの関連性	5
10. 取り組みのための協力組織	5

## 第2章 平常時の役割と対応

1. 避難行動要支援者の把握と名簿作成および情報提供	7
2. 避難行動要支援者の情報の管理・更新	8
3. 個別支援計画の作成	9
4. 取り組み状況の確認	13
5. 避難支援に協力を依頼する企業・団体等との協定締結	13

## 第3章 災害時の役割と対応

1. 避難情報の発令および名簿の提供	14
2. 避難準備情報や避難勧告等の伝達	14
3. 避難行動要支援者の避難支援	15
4. 避難行動要支援者の一時避難場所等	15
5. 避難所での避難行動要支援者名簿に基づく安否確認	15
6. 被災者の移送および救助	15
7. 避難所における支援	16
8. 施設等に入所中の要配慮者への対応	16

## 第1章 総則

### 1. プラン策定の目的

全国的な傾向として各地で多発する集中豪雨による風水害や地震といった自然災害の発生により、多くの尊い命が失われています。その中でも、自力で避難することが困難と考えられる高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への被害が多く想定され、避難行動要支援者が確実に避難できる体制を準備することが、本市においても解決すべき課題となっています。また、災害発生時には公的支援が届くまでに時間がかかり、過去の大きな災害では多くの人が家族や近隣の人といった「自助」や「共助」により救助されています。

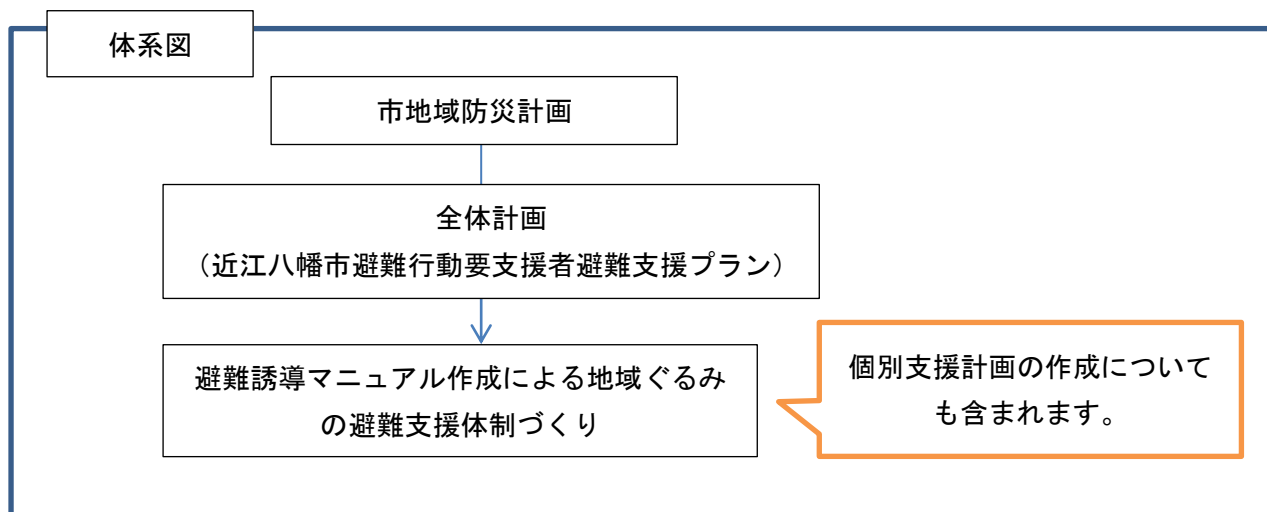
このプランは、こうした避難行動要支援者に対する避難支援を適切かつ円滑に実施するために、本市における基本的な「自助」、「共助」、「公助」による避難支援の考え方や取り組みの進め方を取りまとめたものです。これにより、地域における平常時からの避難行動要支援者の把握や支援の仕組みを構築するとともに災害時における避難支援体制の整備を行い、「自助」、「共助」、「公助」による避難支援体制の構築を行うものとしします。

### 2. プランの位置づけ

このプランは、これまで災害時要援護者避難支援プランとして平成25年3月に策定し運用してきたものを、災害対策基本法が平成25年6月に改正されたことにより、市地域防災計画の下位計画として位置づけ、内容の見直しを行ったものです。

主な改正点として、①避難行動要支援者名簿の作成の義務付けおよびその作成に必要な個人情報を利用できること、②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者に対して情報提供すること、③災害が発生した場合は、本人の同意の有無に関わらず避難支援等関係者に対して情報提供できること、④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置を講ずること、などが定められました。

したがって、今後は上記内容を踏まえた避難行動要支援者避難支援プランに基づき取り組みを行います。



### 3. 自助、共助、公助の役割

災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが協力し、補完し合うことが大切です。「自助」は自分や自分の家族を守る、「共助」は自力での避難が困難なときに近所の人を頼る、「公助」は災害の情報収集や支援体制整備を行うことです。これらの自助・共助・公助が力を合わせることによって、復旧・復興へと向かうことになります。

避難行動要支援者やその家族、地域関係者、行政のそれぞれは、以下の役割を参考に避難支援体制の構築に向け取り組みます。

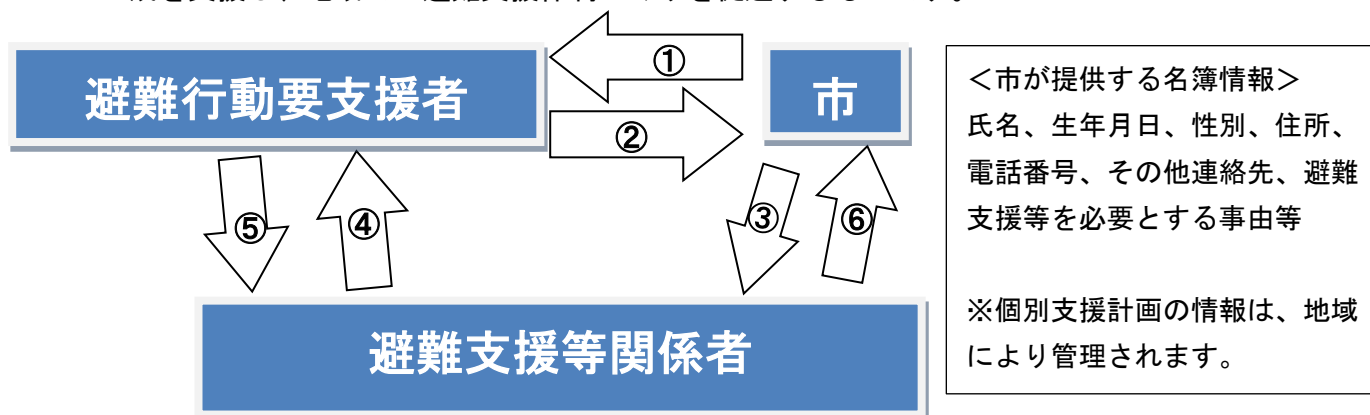
- ①自助：自分または家族の身は自分で守る努力が第一です。家の中を安全に保つことや備蓄品の準備など、普段の生活において出来る防災対策が大切です。しかし、避難行動が一人では困難な場合は、自分の存在を地域関係者に知らせ（情報の開示）避難支援を求めることが必要となります。
- ②共助：近隣住民が互いに助け合って避難支援を行うことや地域ぐるみで避難支援体制を作ることが求められます。自分たちの地域を守るのは、そこに住む住民に他ならないので、その意識をもってお互いに助け合うことが望まれます。
- ③公助：避難行動要支援者名簿の整備を行い、地域から個人情報の開示請求があれば提供（市）します。また地域での避難支援体制構築に向けた取り組みに協力します。

### 自助、共助、公助の役割と関係性



#### 4. 避難行動要支援者支援制度について

本市の避難行動要支援者支援制度は、高齢者や障がい者など災害が起きた時に自力での避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人が、災害時に円滑な避難支援ができるよう、平常時や災害時に名簿情報を提供したり地域の協力による個別支援計画の作成を支援し、地域での避難支援体制づくりを促進するものです。



##### ①市⇒避難行動要支援者

平常時から避難支援等関係者への情報提供に関する同意の確認を、市から避難行動要支援者に対して行います。

##### ②避難行動要支援者⇒市

避難支援等関係者への情報提供に関して、同意・不同意の意思を市へ回答します。

「避難行動要支援者登録申請書兼同意書」の「同意します」、「同意しません」、「制度に該当しません」のいずれかにチェック、必須事項を記入して提出します。市は、同意・不同意に関わらず、システムへ登録し、平常時は同意者のみ、災害時は同意・不同意に関わらず、避難支援等関係者へ情報提供を行います。

##### ③市⇒避難支援等関係者

実行性のある避難支援体制構築のため、同意した避難行動要支援者の名簿情報を平常時から提供します。また、地域での個別支援計画作成の支援を行います。

##### ④避難支援等関係者⇒避難行動要支援者

市から提供された情報に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画を本人らと共に作成します。作成後は計画に基づき支援を行います。

##### ⑤避難行動要支援者⇒避難支援等関係者

避難支援等関係者と一緒に、個別支援計画を作成します。また、地域との関わりを持っておくなど、普段からの交流に努めます。

##### ⑥避難支援等関係者⇒市

個別支援計画作成後、複写を市へ提出し、情報共有します。

#### ＜災害が発生したら…？＞

「避難行動要支援者」は、できる限り自助により身を守るように努め、加えて個別支援計画に基づく共助による避難支援を受けます。

「避難支援等関係者」は、個別支援計画に基づく避難支援を実施します。

「市」は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に情報提供し、それら関係者との連絡調整など適宜必要な支援をします。

## 5. 避難行動要支援者の定義（改正災対法 49 条の 10 第 1 項）

避難行動要支援者の対象は、市内に住所を有する次に掲げる者で、災害時に自力で避難行動ができないなど何らかの避難支援を要する在宅の者としてします。

（これまで災害時要援護者として表記していましたが、法の改正により、新たに避難行動要支援者と定義づけられたため、本市においても避難行動要支援者の表記を用いません。）

- ①介護保険法に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の認定を受けている者
  - ②身体障がい者手帳の交付を受け、1・2 級に該当する者および車いす利用の 3 級の者  
※ペースメーカー使用者、透析患者については除きます。
  - ③療育手帳の交付を受け、A 判定に該当する者
  - ④難病患者および要介護 1・2、身体障がい者手帳、療育手帳保持者で、上記①～③に準ずる状態にある者
  - ⑤旧災害時要援護者支援制度にて登録している者
  - ⑥その他、市長が特に配慮が必要と認める者
- ※ 対象者については、随時見直しを行うものとします。
- ※ 妊産婦、乳幼児、外国人については、避難支援の必要性はあります。しかし、妊産婦は状態像の変化が著しく、乳幼児は基本的に保護者が責任を持ちます。外国人は地域での個別対応よりも、集団での対応が有効と考えられることから、避難行動要支援者の対象者から外します。

## 6. 避難支援等関係者の定義（改正災対法 49 条の 11 第 2 項）

災害発生時に、適切かつ円滑に避難行動要支援者の避難支援が行えるよう、避難行動要支援者に関する情報の共有（市からの情報提供）、個別支援計画の策定等に関わる関係者を避難支援等関係者といい、以下に掲げる団体および個人とします。

- ①自治会（組長会、班長会）
- ②自主防災組織
- ③自主防災組織に準ずる組織
- ④民生委員児童委員

※自主防災組織に準ずる組織とは、自主防災組織の活動に等しい機能を持つ組織のことです。

※名簿情報の提供先として挙げた上記組織における情報の管理体制整備は、各組織の長が行うこととします。

※警察署・消防署・自衛隊等については、平常時・災害時問わず防犯や救助の観点から公的な支援が必要と判断された場合、不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報提供を行います。

## 7. 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者の役割としては、次のようなものがあります。一例として挙げますので、地域の中で話し合って適切な役割分担を行ってください。

各避難支援等関係者	平常時	災害時
自治会	①名簿の管理 ②個別支援計画の作成・管理 ③各避難支援等関係者との調整役 ④避難訓練の実施	①関係者への情報伝達 ②一時避難場所および避難所での名簿による安否確認 ③各避難支援等関係者への連絡調整役
自主防災組織 及び準ずる組織	①名簿の管理 ②個別支援計画の作成・管理 ③日頃の声掛け、見守り活動 ④避難訓練の実施	①避難行動要支援者の避難誘導、救助 ②自治会、民生委員児童委員の役割への支援
民生委員児童委員	①名簿の管理 ②個別支援計画の作成支援 ③日頃の声掛け、見守り活動	①避難行動要支援者への情報伝達 ②名簿による安否確認 ③避難所での避難行動要支援者への配慮

## 8. 個別支援計画とは

個別支援計画とは、家族等の支援が得られない等、自力での避難支援が困難な避難行動要支援者に対して、災害時に「誰がどのように情報伝達・避難支援を行うのか」「どここの避難所等へ避難するのか」を、地域の協力により具体的に決めたものです。

個別支援計画の内容としては、市から提供される名簿情報と、避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが話し合って情報伝達方法、避難経路、避難支援者について決定し、それを合せたものとします。(詳細は P10~12 に記載)

## 9. 避難誘導マニュアルとの関連性

本市においては、避難行動要支援者が円滑に避難するための仕組みとして、避難行動要支援者支援制度以外に、避難誘導マニュアルによる取り組みがあります。この取り組みは、主に自治会を単位として地域住民全体の避難支援体制を構築するためのものであり、避難行動要支援者も地域住民の一人として含んだ体制づくりを目指すものです。

個別支援計画の作成と共にこの取り組みが行われることによって、避難行動要支援者への支援がより強固なものになります。

避難誘導マニュアル作成の取り組みが行われる場合は、その中で個別支援計画の策定を同時に進めていくことになります。

## 10. 取り組みのための協力組織

個別支援計画や避難誘導マニュアル作成の取り組みへの後方支援および災害時の必要な支援を行う協力組織として、下記の組織および個人が考えられます。なお、①およ

び②の組織については、個人情報保護の観点から、個別支援計画作成過程での個別の関わりはないものとします。ただし、本人同意がある場合はこの限りではありません。

#### ①市社会福祉協議会

日頃から地域ぐるみで見守りや助け合いの輪が広がるよう、ふれあいサロン活動や支え合いの取り組みに関して活動支援や先進事例の紹介などを行います。また、災害に備えて日頃から地域でできることは何かを考えるための、出前講座なども実施します。災害時には市が開設する災害ボランティアセンターの運営に関わる役割があり、災害時の支援ニーズの把握やボランティアへの活動紹介がスムーズに行える体制づくりを実施します。

#### ②まちづくり協議会（安全安心部会、防災安全部会等）・学区社会福祉協議会

学区内の地域による取り組み強化を図り、学区全体への取り組みに広げるため、自治会や自主防災組織の活動に協力します。また、災害時には必要な支援を適宜行うものとします。

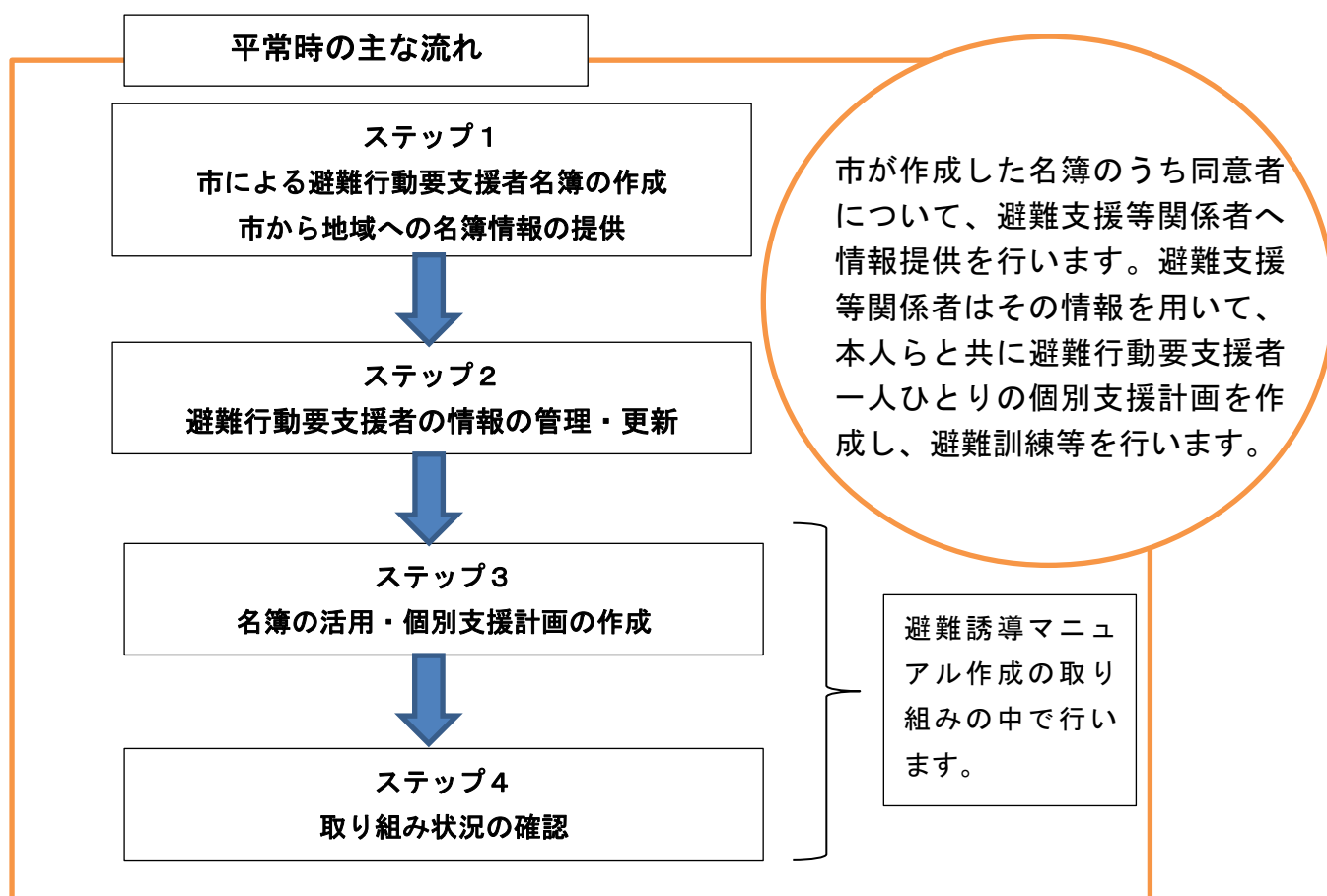
#### ③サービス利用にかかる相談員等

ケアマネジャーや相談支援専門員など介護や障がいのサービス利用にかかる相談員等は、担当する避難行動要支援者本人に対して災害への意識向上や必要な備えなどの対応の必要性について啓発するとともに、本人からの要望に応じて、避難支援等関係者との連絡調整やケアプランへの反映を行うものとします。また、個別支援計画作成の際は、地域からの要請に応じて本人同意のもと検討に加わります。

緊急入所等の対応を行うなど想定される支援は平常時に行い、災害時には必要に応じて、担当する避難行動要支援者の安否確認や居住環境等を確認し、対処するなど積極的に関わるものとします。



## 第2章 平常時の役割と対応



### 1. 避難行動要支援者の名簿情報の作成および情報提供（市）

#### ① 避難行動要支援者の名簿情報の作成

市は、災害時における避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に行うために、平常時から要支援者を把握しておく必要があります。そのため、対象者の情報を保持している福祉部局関係課や関係機関より情報を収集し、市から避難支援等関係者への情報提供にかかる同意書の通知を行います。

作成する名簿情報は、次のとおりとします。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居住地
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## ②避難支援等関係者への情報提供

避難行動要支援者が同意または不同意の意思表示を行った後の市の対応については、次のとおりとします。

### (a) 同意の場合

情報提供に同意する場合、「近江八幡市避難行動要支援者支援制度登録申請書兼同意書（以下「申請書兼同意書」という）」に災害時に希望する支援等を記入し、市に提出します。

市は、提出された申請書兼同意書をもとに地域福祉支援システム上に登録し、名簿情報として避難支援等関係者に提供します。

### (b) 不同意の場合

情報提供に不同意である者については、提出された申請書兼同意書をもとにシステム上に登録しますが、平常時からの避難支援等関係者への情報提供は行いません。ただし、災害時には生命又は身体を災害から保護するために名簿情報の開示を行います。そのために、情報の管理が必要であることから、申請書兼同意書に不同意の意思と名簿情報を任意で記入の上、市へ提出します。

## ③受領書の提出

市から名簿情報を提供された避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿情報受領書を市へ提出するものとします。

## ④地域独自の対象者の情報提供

避難行動要支援者以外で、地域独自で対象者を決定して支援を行う場合、市はその対象者に対しても情報提供のための同意書の通知を行い、同意の得られた者についてのみ情報提供を行います。ただし、この時に集めた情報は、システムには登録はしません。

## 2. 避難行動要支援者の情報の管理・更新（市および避難支援等関係者）

情報の取り扱いについて、本人の情報だけでなく、緊急連絡先等の情報もあるため、市と避難支援等関係者は情報の重要性を認識し、情報の漏えいや紛失等を防止するため厳重に管理するものとします。

### (a) 市が行う管理・更新

市では、名簿情報についての管理・更新を行います。

更新に関しては、転出や死亡等により住民基本台帳に異動が生じるため、市は定期的に住民基本台帳情報と登録した基本情報を照合して更新します。また、状態等に変更が生じた時には、本人等からの「近江八幡市避難行動要支援者支援制度登録内容変更・抹消届出書」により情報を更新し、その名簿情報を避難支援等関係者と共有します。

### (b) 避難支援等関係者が行う管理・更新

避難支援等関係者は、市から提供された名簿情報について厳重に管理し、市から情報変更の通知があれば更新を行います。なお、管理や更新等の方法については、市の規定に基づくものとします。

また、その名簿情報に基づいて個別支援計画の作成を行った場合は、その情報に関しても管理・更新を行うものとします。個別支援計画の更新に関しては、逐一行う必要はありませんが、避難訓練や訪問の際に状態に変わりないかを確認し、更新を行います。更新した場合は、避難支援等関係者および本人ならびに市において情報共有を行うこととします。

### 3. 個別支援計画の作成（避難支援等関係者）

市から提供された名簿情報については、災害発生時のみならず平常時から有効に活用することが必要です。一人ひとりの個別支援計画の作成に活用し、日頃の声掛けや見守り活動にも役立ててください。

#### (a) 個別支援計画作成の準備

平常時は、個別支援計画を作成するための活動体制の整備や名簿情報による避難行動要支援者の把握を行います。活動体制の整備としては、継続的な支援ができるように自治会や自主防災組織、民生委員児童委員の役割分担について協議し、市による災害図上訓練や出前講座を通して活動体制を具体的に検討していきます。また、提供された名簿情報を用いて避難行動要支援者の状態像を確認し、作成準備をします。

#### (b) 個別支援計画の作成

(a) の準備が整えば、次に個別支援計画の作成を行います。

作成方法としては、名簿情報の内容をもとに避難支援等関係者と、避難行動要支援者本人やその家族等が、「避難支援を行う者」「情報伝達を行う者」「避難経路の確定」等を検討します。具体的には、自治会や自主防災組織が中心に取り組みを行い、民生委員児童委員の協力を得ながらの作成となります。

また、災害図上訓練等を通して避難所までの避難路についてもあらかじめ確認し、整備をする必要がある場合には市と協議の上、避難路の整備にあたります。

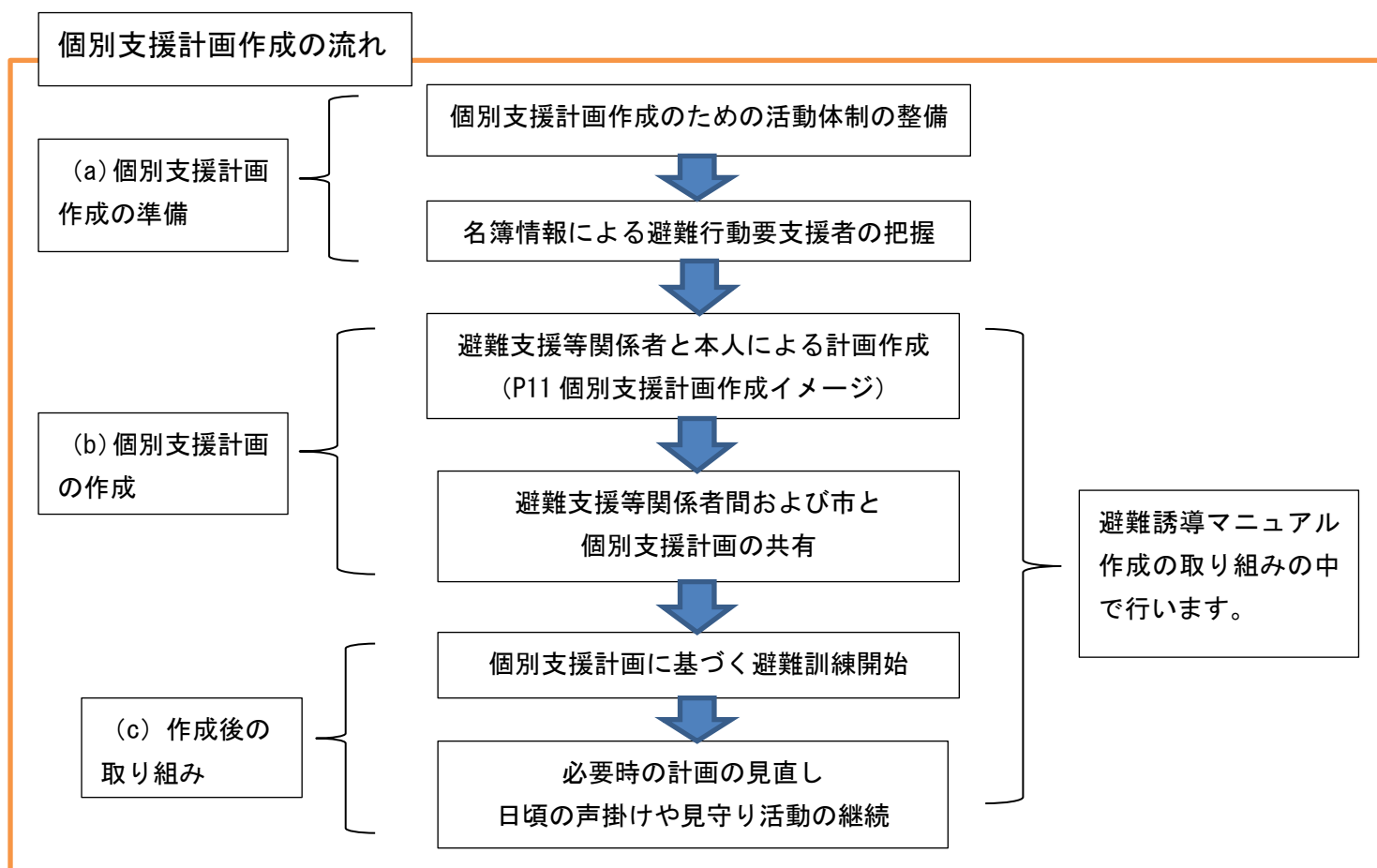
#### (c) 作成後の取り組み

個別支援計画の作成後は、市に対してその複写を提出し情報共有するものとします。また、個別支援計画に変更があった場合は、地域において情報共有し、市に対しても速やかに報告するものとします。なお、個別支援計画に記載した情報が漏えいすることがないように厳重に管理し、目的以外には使用しないようにしてください。

作成した個別支援計画の実行性を高めるため、避難訓練等を行い、支援体制を確認します。その際、避難行動要支援者本人や家族にも参加してもらおうと、より実行性が高まります。避難訓練実施後は、訓練の内容を振り返って、必要があれば個別支援計画を見直す必要があります。また、この計画をもとに、日頃の声掛けや見守りを行い、本人の状態を把握するようにし、本人またはその家族から申し出があった場合、民生委員児童委員の見守り活動から状況の変化を把握した場合等は、速やかに更新するよ

うにしましょう。

※家族等の支援が得られる者については、本人や家族による避難の取り決めをしていただきます。ただし、災害時においては、これらの人々に対しても、避難支援等関係者は可能な限り情報伝達および安否確認を行うものとしします。なお、家族等の支援だけでは避難が困難である場合は、地域の避難支援等関係者によって個別支援計画の作成を行うものとしします。



## <個別支援計画イメージ>

### ◎個別支援計画に盛り込む項目

個別支援計画の内容については、次の事項を中心として一人ひとりにあつた支援計画を作成します。

<市から提供される情報>

- ①基本情報（氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、FAX番号）
- ②緊急時の家族の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ③必要な避難支援（支援内容、必要な理由）
- ④かかりつけの医療機関ケアマネジャーやその他相談機関の担当者（名称、連絡先）

<地域で聞き取ったり決める情報>

- ①情報伝達方法（者）
- ②避難支援者（氏名・住所・電話番号）
- ③避難所までの避難ルート
- ④その他特に留意すべき事項

## <個別支援計画の出来上がりイメージ>

避難行動要支援者それぞれの個別支援計画（個票）ではなく、市提供の名簿情報（一覧表）を活用し、全員分を表や図で表したものが分かりやすい。

### ページ 1

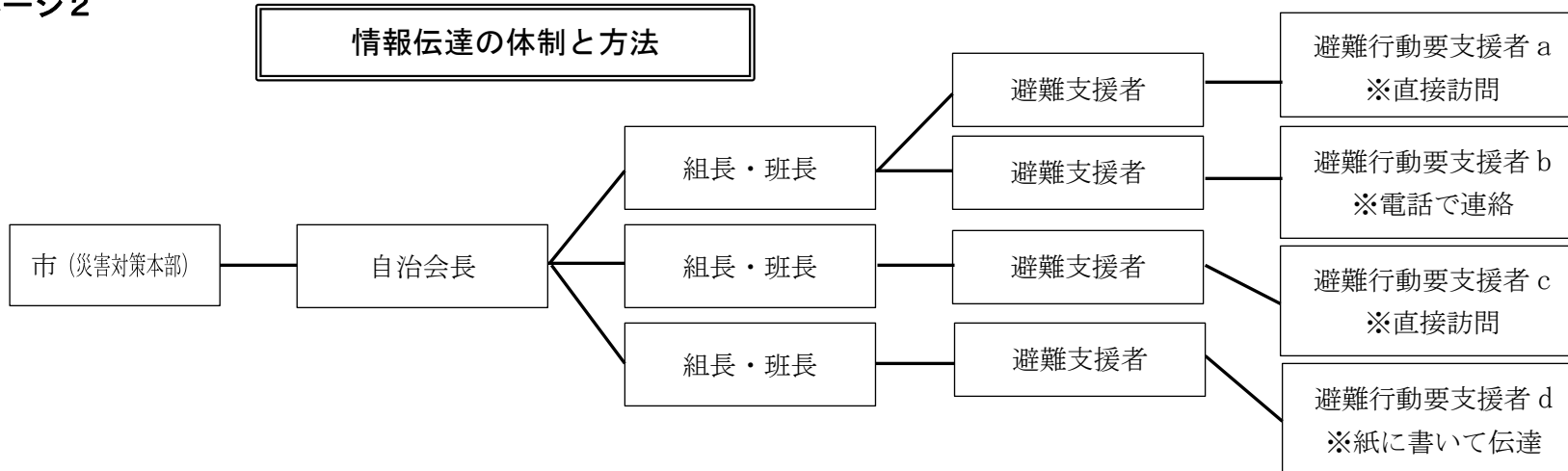
#### 市から提供する名簿情報（一覧表）

避難行動要支援者名	住所／電話番号 生年月日	性別	緊急連絡先	医療機関または ケアマネジャー等	必要な避難支援
a					B／危険なことが判断できない
b					B／物が見えにくい
c					A／歩行ができない
d					C／音が聞こえにくい

※アルファベットは必要な避難支援の段階。

### ページ 2

#### 情報伝達の体制と方法



避難支援体制

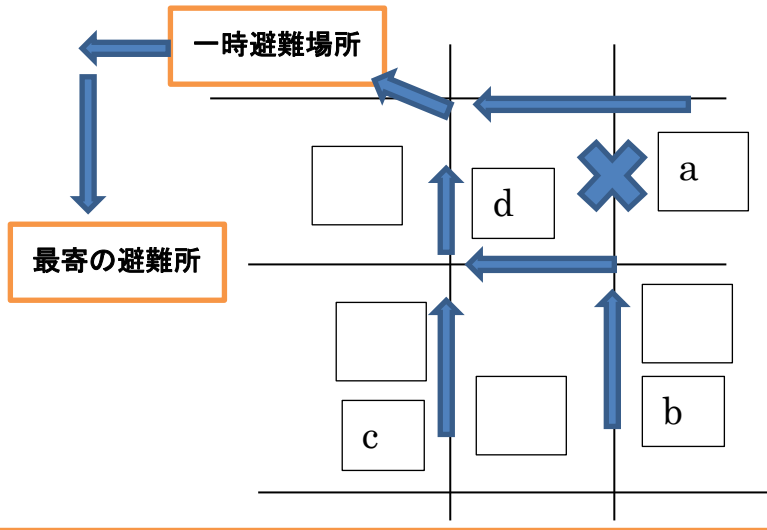
避難行動要支援者名	避難支援者名	支援方法等	特記事項
a	① ○○○○	杖をついて歩行するため腕を組むなどの介助を行う。	体調により歩行が困難な時がある。その場合は車椅子が必要。
	② ○○○○		
b	① ○○○○	視力が弱いため、前方に立って誘導する。	日頃からコミュニケーションをとっておくといい。
	② ○○○○		
c	① ○○○○	寝たきりのため、担架に乗せて移動支援する。	体調に変化がないか注意が必要
	② ○○○○		
d	① ○○○○	耳が聞こえないため紙に書いて会話する。歩行は自分でできる。	声かけのみで移動できる。

身体の状態に応じて必要な人数を選定

できるだけ詳細に記載

特に注意すべき事柄を記載

避難場所と避難経路



【避難誘導マニュアルのイメージは？】

避難誘導マニュアルは、避難行動要支援者を含む地域住民全員が災害時に円滑に避難できる体制や方法を決めたものです。

従って、先に示した個別支援計画に、地域住民全員の情報を加えたものがその地域の避難誘導マニュアルになるイメージです。ただしマニュアルには、上記のページ1からページ4以外に必要な情報があれば追加を要します。

#### **4. 取り組み状況の確認（市および避難支援等関係者）**

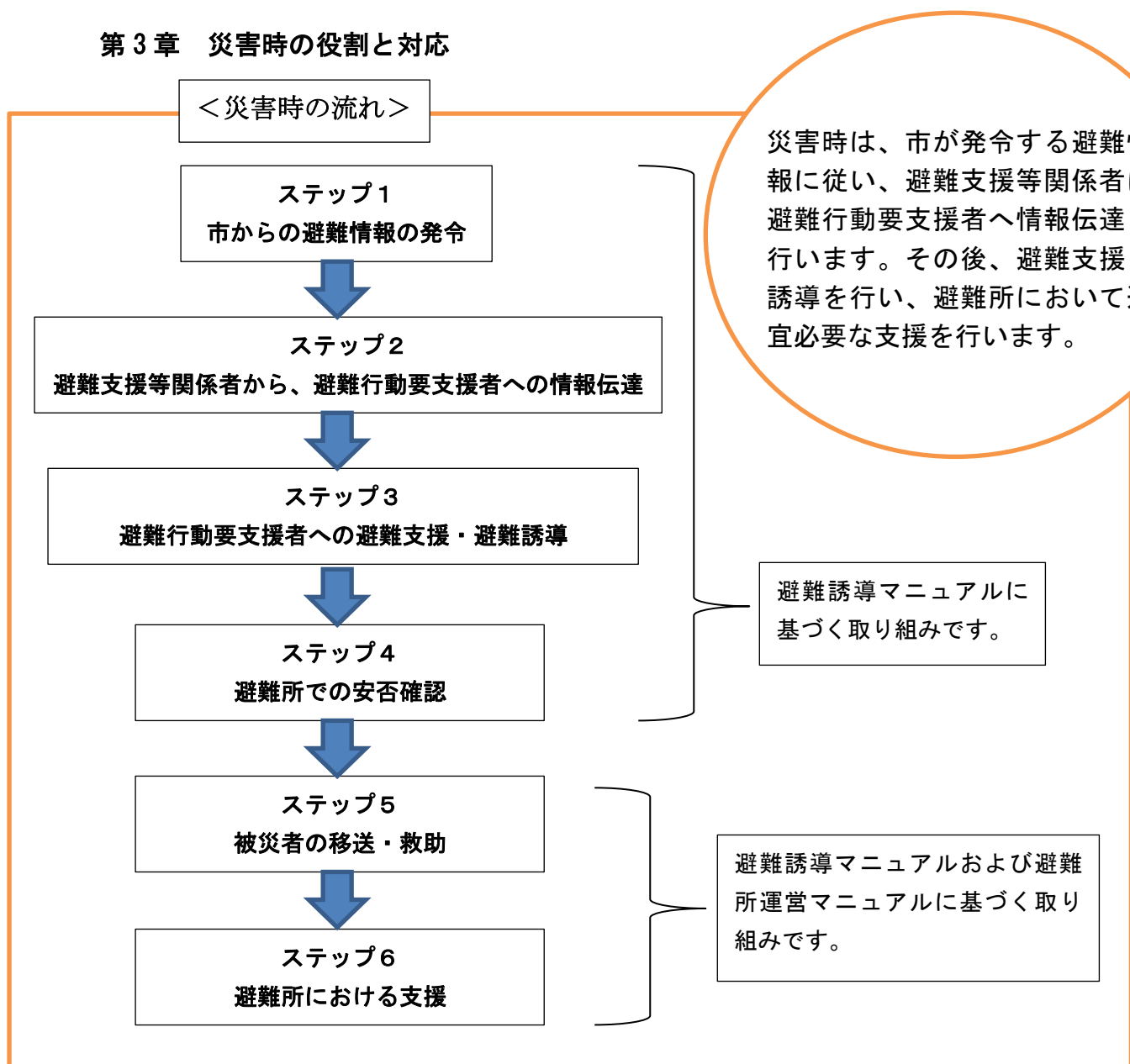
市は、避難支援等関係者へ名簿情報を提供したあと、年に一度自治会に対して避難支援体制の確認を行います。確認内容としては、①避難経路の確認はできているか、②避難支援者は決まっているか、③避難所での対応は決めているか、④避難行動要支援者の把握が出来ているか、⑤日頃の声掛けや見守りは出来ているか等について確認します。

市は、各確認項目に対して課題がある場合は、その課題が解決できるようにフォローアップを行うものとします。

#### **5. 避難支援に協力を依頼する企業・団体等との協定締結（市）**

市は、平常時より高齢者支援や障がい者支援に携わっている企業や団体等に対して、災害時に福祉避難所として避難支援の協力を依頼するため、あらかじめ協定を結ぶものとして、福祉避難所の運営に関しては、福祉避難所運営マニュアルに基づきます。

### 第3章 災害時の役割と対応



#### 1. 避難情報の発令および名簿の提供（市）

市は、近江八幡市地域防災計画に基づき、段階的に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。また、避難所の開設が行われた場合は、不同意の意思表示をした避難行動要支援者に関しても、名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとします。

#### 2. 避難準備情報や避難勧告等の伝達（避難支援等関係者）

避難準備情報等が発令され避難所が開設された場合、市の災害対策本部より自治会長へ連絡が入ります。自治会は民生委員児童委員と連携して自主防災組織等に避難情報の伝達を行い、避難行動要支援者の避難支援を促します。



### 3. 避難行動要支援者の避難支援（避難支援等関係者）

避難情報の伝達後、災害状況等に応じて自主防災組織等は避難行動要支援者の避難支援を行います。ただし、避難支援等関係者であっても、被災者となりうる可能性があるため、まずは本人自身とその家族の安全確保が優先されます。その上で支援を行うことを、あらかじめ避難行動要支援者と話し合って相互に認識する必要があります。

また、避難支援等関係者の責任については、前述のとおり本人自身とその家族の安全確保が最優先であるため、たとえ助けることができなかつたとしても、そのことについて責任や義務を負うものではありません。

さらに避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより被った被害については損害補償の対象となります。

以上を踏まえて、事前に避難行動要支援者と十分に確認しておく必要があります。

### 4. 避難行動要支援者の一時避難場所等（避難支援等関係者）

日頃の避難支援体制構築の取り組みの中で、一時避難場所等についての確認を行い、自主防災組織等の避難支援等関係者は、災害時に一旦避難行動要支援者と共にその場所まで避難します。災害によっては避難場所への避難が危険である可能性もあるため、候補をいくつか考えておくことが必要です。

また、屋外への避難自体が危険である場合は、水害であれば2階以上へ避難する（垂直避難）、土砂災害であれば2階の山側から出来るだけ遠い部屋へ避難する、近くのコンクリート造りのより頑丈な建物へ避難するなどが適切ですので、その時に応じた対応が必要です。

なお、一時集合場所は自治会等で独自に指定した集合場所であり、一時避難場所は市が指定した避難場所であり、どちらかに集合した後に、最寄りの避難所まで移動することとなります。

### 5. 避難所での避難行動要支援者名簿に基づく安否確認（市および避難支援等関係者）

自治会長、民生委員児童委員および市は、市が提供する避難行動要支援者名簿と避難所運営マニュアルにおける避難者名簿の双方に基づき、避難所に避難してきた避難行動要支援者を確認します。また、避難の確認が取れていない避難行動要支援者に関しては、適宜自主防災組織等と連絡調整を行い、避難行動要支援者の避難支援を促します。

なお、災害時においては、不同意の者であっても名簿を提供することができるため、情報の伝達など可能な範囲での支援を行うこととなります。

### 6. 被災者の移送および救助（市および避難支援等関係者）

避難所への移送が必要な避難行動要支援者については、地域の避難支援体制により移送を行うか、場合によっては市に移送を依頼することとなります。福祉避難所への移送については、災害対策本部と連絡調整を行い決定します。

災害時に家屋等の倒壊により救助が必要と判断された場合は、避難支援等関係者の安

全が確保されたうえで、被災者の救助を行います。また、消防等による救助を行います。

#### **7. 避難所における支援（避難支援等関係者）**

避難所においては、避難行動要支援者本人に対し、市が提供する避難行動要支援者名簿と避難所運営マニュアルに基づく避難者名簿の双方を活用しながら、当日の状態も併せて確認し適宜必要な支援を行います。具体的には避難行動要支援者の心身の状態確認や、避難所で必要な支援の検討、個別支援計画が作成されていればそれに基づく支援などを行い、より詳細な支援方法に関しては、避難所運営マニュアルに基づくものとします。

#### **8. 施設等に入所中の要配慮者への対応（市）**

地域の中には、施設・病院等に入所・入院中の要配慮者が存在します。避難行動要支援者支援制度の対象者は在宅の者となるので、入所・入院中の者については基本的に施設・病院等で災害時は対処してもらうことになります。

しかし、大災害等でその施設・病院等が被災してしまった場合は、福祉避難所や他の病院へ一時的に移動してもらうなど、市が該当施設の職員と連絡調整して移送先の調整を行うものとします。

※要配慮者とは、避難行動要支援者をより広義にとらえたものであり、施設や病院に入所・入院中の者も含まれています。

◎資料編◎

避難行動要支援者の諸特徴を下記に挙げますので、支援の際の参考にしてください。

**寝たきりの人への配慮**

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の安全を守ることが難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>○温度変化等への抵抗力が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</li> <li>●要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</li> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。</li> <li>●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。</li> <li>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたりましょう。</li> <li>●トイレ・入浴設備など物的配慮をしましょう。</li> <li>●家族に対する支援もするようにしましょう。</li> </ul>

**認知症を有する人への配慮**

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で判断し、行動することが難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。</li> <li>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょう。同時に二つ以上のことを伝えないようにしましょう。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。</li> <li>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</li> </ul>
--	---

### 視覚障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。</li> <li>○災害時には、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くこと、避難することができない。</li> <li>○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて（音声による情報伝達が必要）、不安をやわらげてあげましょう。</li> <li>●避難誘導をする際は、支援者の肩やひじを持ってもらい、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。</li> <li>●避難所内の案内をするようにしましょう。</li> </ul>

### 聴覚障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からは障がいのあることが分からない。</li> <li>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> <li>○音声（テレビ・ラジオ・電話など）による被害状況などの情報収集が難しい。</li> <li>○必ずしも手話ができるわけではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また、口の動きで言葉を理解できることもありますので、身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっくり話しましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</li> <li>●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などを利</li> </ul>

	用し、情報を伝えましょう。
--	---------------

### 音声・言語機能に障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○外見からは障がいのあることが分からない。</p> <p>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また、相手の言葉を注意深く聴き取るように心がけましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</li> </ul>

### 肢体不自由のある方・平衡機能障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の身を守ることが難しい。</p> <p>○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>○まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心がけましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょ。また、移動用具の保管場所を確認しましょ。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。</li> <li>●家具の転倒防止など、あらかじめ住まいの安全を確保しましょ。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。</li> <li>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょ。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょ。</li> <li>●トイレ等の設備の確認をしておきましょう。</li> </ul>

### 内臓部(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能)に障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○障がいの程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。</p> <p>○外見だけでは、障がいがあるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>○人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>○適切な医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。</p> <p>○災害の状況によって、状態が悪化することがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょ。また、移動用具の保管場所を確認しましょ。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょ。</li> <li>●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておきましょ。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょ。</li> <li>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょ。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょ。</li> </ul>

### 知的発達に障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。</p> <p>○急激な環境の変化に順応しにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょ。</li> <li>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</li> <li>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょ。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょ。</li> <li>●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえよう工夫しましょ。</li> <li>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょ。</li> <li>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、手を引いて、安全に誘導しましょ。</li> </ul>

## ○要配慮者の特徴

避難行動要支援者ではありませんが、災害時に配慮が必要な者（要配慮者）として下記に挙げますので、参考にしてください。

### 発達障がい・精神障がいのある人への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</p> <p>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p> <p>○災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。</p> <p>●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p> <p>●服用している薬の名前や量を事前に確認しておきましょう。</p>
	<p>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>

### 高齢者(一人暮らしや高齢者だけで住んでいる人)への配慮

特 徴	支援のポイント
<p>○周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合がある。</p> <p>○体力が衰え、行動機能が低下している場合があるが、多くは自力で行動できる。</p> <p>○地域とのつながりが希薄になっている場合がある。</p>	<p>●社会参加を積極的に呼びかけましょう。</p> <p>●一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょ。</p>
	<p>●災害時には、適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。</p> <p>●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。</p>

近江八幡市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

平成 27 年 3 月

近江八幡市福祉子ども部福祉総合相談課

〒523-8551 滋賀県近江八幡市土田町1313番地 2階

TEL : 0748-31-3737 FAX : 0748-31-3738

E-mail : 010840@city.omihachiman.lg.jp